令和２年度（2020年度）

国際交流基金

PROGRAM GUIDELINES

公募プログラムガイドライン

申請要領・申請書ダウンロード

https://www.jpf.go.jp/j/program/list.html

JAPANFOUNDATION

目　次

１．公募プログラム及びガイドラインについて……2
２．申請の手続……3
３．申請資格～申請前のチェック事項……4
４．申請に関する注意事項……5
５．海外安全管理に関する注意事項……5
６．よくあるお問合せ……5
７．令和２年度公募プログラム一覧表……8

各プログラムの詳細……10
　文化芸術交流……10
　海外における日本語教育……18
　日本研究・知的交流……30
　アジア文化交流強化……37
　その他……40

付録１．国際交流基金　連絡先……41
　国内事務所一覧……41
　海外事務所一覧……42
付録２．令和２年度事業対象国・地域分類一覧……45

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）について

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）は世界の全地域に日本の文化を発信する日本で唯一の専門機関です。世界の人々と日本の人々の間でお互いの理解を深めるためさまざまな企画や情報提供を通じて人と人との交流をつくりだしています。
URL：https://www.jpf.go.jp/

1．公募プログラム及びガイドラインについて

国際交流基金は、「文化芸術交流」「海外における日本語教育」「日本研究・知的交流」の三つの分野並びに「アジア文化交流強化」について事業を行っております。これらの各分野にはそれぞれ公募のプログラムがあり、国際文化交流を実施する個人や団体の活動を支援しています。

本冊子「令和２（2020）年度国際交流基金公募プログラムガイドライン」は、主に令和２年度（2020年４月１日～2021年３月31日）に実施する国際文化交流事業を企画している個人又は団体に、国際交流基金の「公募プログラム」をご紹介し、企画している事業に合ったプログラムを見つけていただくための資料です。

この冊子をご活用いただき、企画されている事業に合ったプログラムがありましたら、各プログラムの申請要領・申請書を入手し、所定の提出先にご申請ください。審査の結果、採用となりましたら、支援が提供されます。

国際交流基金の事業

文化芸術交流

多様な日本の文化や芸術を様々な形で世界各地に向けて発信します。また、双方向型共同作業や専門家の派遣・招へいにより、文化芸術分野のネットワーク構築と人材育成を促進します。

海外における日本語教育

日本語をより学びやすく、より教えやすいものとするため、海外における日本語教育の基盤や環境の整備を行います。また、専門家の派遣や日本語研修の実施等を通じて、国・地域別の事情に応じた日本語普及を推進します。

日本研究・知的交流

海外での日本研究を支援し、その振興を図ることで、世界の各国で人々により日本が深く理解されることを目指します。また、国際的な共通課題について対話を促進し、将来の対話や交流事業の中心的な役割を担う人材を育成します。

アジア文化交流強化

交流や協働作業を通じて、アジアに住む人々の間に、ともに生きる隣人としての共感・共生の意識を育むことを目指し、文化・芸術、スポーツから日本語教育、学術まで、様々な分野で事業を実施します。

2．申請の手続

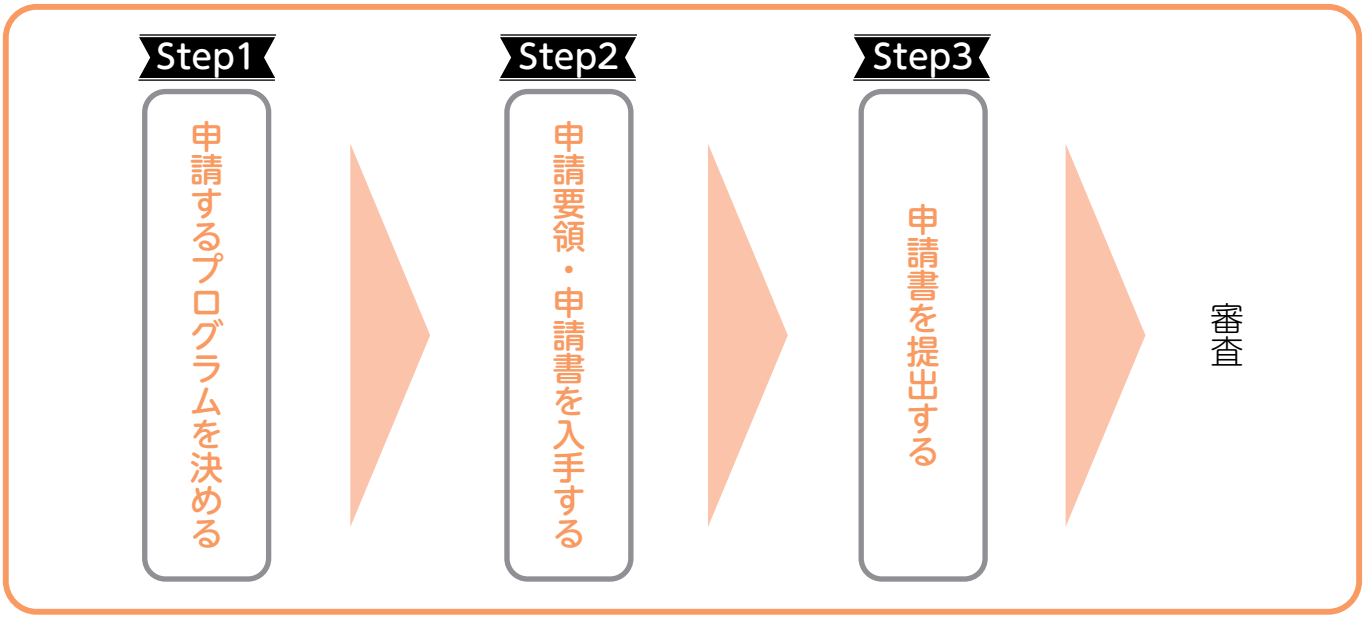

Step1 申請するプログラムを決める

令和２年度公募プログラム一覧表（p. 8〜9）を参照して、企画している事業にあったプログラムを選んでください。選んだプログラムに必要な条件や手続については、各プログラムの詳細（p. 10〜40）でよくご確認ください。なお、採用実績は参考データであり、令和２年度については異なる場合があります。

国際交流基金が事業の対象とする国・地域は表「令和２年度対象国・地域分類一覧」（p. 45）のとおりです。一部の地域や国に関する事業のみを対象としているプログラムがありますので、事業の相手国が対象となるかどうか、各プログラムの説明をご確認ください。

Step2 申請要領・申請書を入手する

申請するプログラムが決まったら、申請要領及び申請書を下記ウェブサイトからダウンロードしてください。各プログラムの申請要領には、本冊子の紙幅の都合上盛り込むことのできなかった詳細情報が記載されていますので、申請をお考えの際は、申請書提出前に必ずご確認ください。なお、申請要領・申請書の紙媒体を希望される場合は、下記の申請書提出先にお問い合わせください。

申請要領・申請書ダウンロード：https://www.jpf.go.jp/j/program/list.html

Step3 申請書を提出する

(1) 提出先

申請書に必要事項を記入したら、添付書類とともに以下の宛先にご提出ください。

① 日本国内から提出する場合：国際交流基金の各担当部署。

② 国際交流基金海外事務所が所在する国から提出する場合：原則、国際交流基金海外事務所（p. 42〜44海外事務所一覧参照）。ただし、国やプログラムによっては最寄りの日本国在外公館（大使館又は総領事館）が受け付ける場合もあります。

③ 国際交流基金海外事務所が所在しない国から提出する場合：最寄りの日本国在外公館（大使館又は総領事館）。

※なお、上記以外が提出先となるプログラムもありますので、必ず各プログラム詳細をご確認ください。

(2) 注意事項

① 海外から申請する場合、申請に先立ち、予め上記の提出先に電話、E-mail等で申請書の提出先や申請資格の確認を行ってください。

② 申請書の受領確認をご希望の方は、配達状況を追跡できる方法（簡易書留等）をご利用いただくか、返信用ハガキ（切手貼付、宛名面記入）に申請プログラム名及び「受領通知」と記載して申請書に同封してください。

③ E-mailやFAXでの申請書の提出は受け付けておりません。

【審査について】

(1) 選考方針

本冊子及び申請要領で各プログラムの選考方針を示しています。また、これとは別に全てのプログラムで共通して、以下のような観点から審査を行います。

・当該事業を国際交流基金が支援する必要性
・事業の実現可能性及び有効性
・予算計画の妥当性
・事業実施地の安全状況

(2) 周年事業等に関係した事業の扱い

周年事業等に関係した申請案件は、プログラム採否における優先度が高くなりますので、関連がある場合にはその旨を明記してください。なお、周年事業等については、国際交流基金ウェブサイト（https://www.jpf.go.jp/j/about/area/index.html）に掲載する予定です。

※過去の採用案件事例は、国際交流基金ウェブサイトをご参照ください。
https://www.jpf.go.jp/j/program/list.html

3．申請資格～申請前のチェック事項

公募プログラムに申請いただく前に、以下の項目をご確認ください。

☐ 宗教的又は政治的な目的のために利用される事業ではない。

☐ （団体の場合）次のア～エのいずれにも該当しない。
ア．日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という）
イ．国等の設置する教育・研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国公立の学校、美術館、博物館等）
ウ．外国政府（省庁等の行政機関。教育・研究機関等を除く）及び外国政府の在外公館
エ．日本国が拠出している国際機関

☐ （国内の場合）独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年度規程第52号）第２条第２項第１号に定める反社会的勢力に該当しない。

☐ （海外の団体の場合）助成を受けるための銀行口座を保持している、又は助成金支払時期までに口座を開設できる。

□（海外の場合）国際交流基金からの助成金等の交付を受けることについて、自国の法令等に違反しない。

4．申請に関する注意事項

(1) 事業に関する情報の公開

・採用された場合、申請者の名称、事業名、事業の概要等の情報は、国際交流基金の事業実績書、年報、ウェブサイト等において公表されます。

・「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は、開示されます。

(2) 個人情報の取扱いについて

・国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、ウェブサイト（https://www.jpf.go.jp/j/privacy/index.html、https://www.jpf.go.jp/e/privacy/index.html）をご覧ください。

・申請書に記入された採用者氏名、所属先、事業概要等の情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の広報資料への掲載、統計資料作成等に利用されます。その他、個別のプログラムごとの利用目的については、個々のプログラム申請要領をご確認ください。

・これらの個人情報の取り扱いについては、申請者より事業関係者にも事前にご説明くださるようお願いします。

5．海外安全管理に関する注意事項

海外での事業の実施にあたっては、安全な海外渡航・滞在のために、以下の徹底をお願いします。

□ 外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認する。
※外務省海外安全ホームページ：https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html

□ 海外に渡航する際には「たびレジ」に登録する。
※「たびレジ」：https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

6．よくあるお問合せ

〔一団体が複数のプロジェクトを申請する場合〕

Q：一つの団体が、同一年度に複数の事業を企画し、それぞれについて国際交流基金の公募プログラムに申請した場合、複数の事業が採用となることはあるでしょうか。

A：各々の事業の内容により審査し、複数の事業が採用となる場合があります。

〔団体対象プログラムの申請資格〕

Q：団体を対象としたプログラムへの申請を考えていますが、法人格を持たない任意団体でも申請は可能ですか。

A：可能です。ただし、組織基盤を示す定款・規約・会則等の資料や団体の事業内容・事業実績及び財政状況を記した書類を提出していただく必要があります。また、国際交流基金から送金を受けることができる申請団体名義の銀行口座を有している（若しくは助成金受諾までに開設する）必要があります。

Q：株式会社のように営利を目的とする団体でも申請することは可能でしょうか。

A：以下に挙げるプログラムのみ、可能です。

ア.「海外派遣助成」、「パフォーミング・アーツ・ジャパン（欧州）」：事業の目的が営利を目的とするものでない場合

イ.「翻訳出版助成」：商業ベースに乗りにくい日本関連図書の翻訳・出版を行う場合

〔他の助成や寄付を受ける場合〕

Q：国際交流基金の助成プログラムに申請するとともに、他の助成団体や企業等からの助成や寄付を受けても良いのでしょうか。

A：構いません。ただし、他の助成団体や企業からの助成や寄付を受けることには一定の条件があります。下記のほか、個々のプログラムの申請要領にて個別の条件をご確認ください。

ア. 韓国が関連する交流事業助成については、同一事業に対し、公益財団法人日韓文化交流基金の「人物交流助成」プログラムと、国際交流基金のプログラムから、重複して助成を受けることはできません。

イ. 台湾との交流事業については、連携して事業を実施している公益財団法人日本台湾交流協会が実施する事業（https://www.koryu.or.jp/business/）の対象となる場合、公募プログラムの対象とはなりません。台湾に関するお問合せは、個々のプログラムの申請要領をご確認の上、各担当部署又は日本台湾交流協会台北事務所（p. 44参照）にお願いします。

ウ. 海外派遣助成プログラムでは、日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人から助成を受ける事業について、助成することはできません。企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等の交付を受ける事業については助成対象です。

〔継続受給の可能性〕

Q：過去に助成／支援を受けました。再度申請することは可能ですか？

A：申請は可能です。ただし、次のような制限があります。

ア. 個人向けのフェローシップと日本語研修プログラムの場合は、前回の採用後一定年数は申請できないという制限があります。

イ. 過去３年間（平成29～令和元年度）にわたって連続して同じプログラムで支援を受けた個人・団体については、継続すべき強い理由があると国際交流基金が判断する場合を除き、次の４年目は原則として助成しない方針です。これは、受益者の固定化を防ぎ、より多くの方への支援の機会を設けるための措置です。同一プログラムに連続４年目の申請を行うことは可能ですが、その場合、採用の優先度が低くなることをあらかじめご承知おきください。

〔1プロジェクト1プログラムの原則〕

Q：同一の事業について、同一年度における国際交流基金の複数の助成プログラムに申請することは可能でしょうか。また、その場合両方で採用される可能性はあるのでしょうか。

A：できません（特定寄附金制度は例外）。どのプログラムに申請したら良いかがわからない場合、申請書作成に取りかかる前に、コミュニケーションセンター（03-5369-6075）にお問い合わせください。最も適切なプログラムをご案内いたします。

申請に関するお問合せ窓口

個別のプログラムの内容や手続について質問したいとき

☞各プログラム担当部署（p. 41参照）

企画する事業がどのプログラムに適合するのかわからないとき

☞国際交流基金コミュニケーションセンター

TEL：03-5369-6075　　E-mail：jf-toiawase@jpf.go.jp

※なお、お問合せの際は、スムーズなご相談のために次の点についてお伝えください。

(1) 個人としての申請か／団体としての申請か

(2) 国内からの申請か／海外からの申請か

(3) 企画している事業のジャンル

7．令和２年度公募プログラム一覧表

文化芸術交流

掲載ページ

■ 国内団体・個人対象

海外派遣助成
文化芸術事業実施のために海外に赴く国内の専門家やアーティスト等に渡航費を助成します。
➡ 10～11

■ 海外団体対象

パフォーミング・アーツ・ジャパン
日本の舞台作品を紹介・制作する北米と欧州の劇場等に実施経費を助成します。
➡ 11～13

海外展助成
日本関連の展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に実施経費を助成します。
➡ 13～14

欧米ミュージアム基盤整備支援
日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館にコレクション活用のための基盤整備事業の実施経費を助成します。
➡ 14

翻訳出版助成
日本語書籍の外国語翻訳・出版をする海外の出版社等に実施経費を助成します。
➡ 15～16

■ 海外個人対象

石橋財団・国際交流基金　日本美術リサーチフェローシップ
諸外国での日本美術の人材育成と研究促進のため、学芸員等に日本で調査研究等を行う機会を提供します。
➡ 16～17

海外における日本語教育

■ 国内個人対象

米国若手日本語教員派遣（J-LEAP）
日本語講座を有する米国の初中等教育機関に若手日本語教員をティーチングアシスタントとして派遣します。
➡ 18

■ 海外団体対象

海外日本語教育機関支援（助成）
海外の日本語教育機関に活動経費を助成します。
➡ 19～20

海外日本語教師研修（基礎／日本語／教授法／テーマ別）
海外の日本語教師に日本（埼玉県）での研修の機会を提供します。
➡ 20～27

■ 海外個人対象

専門日本語研修（文化・学術専門家）
海外の研究者等に日本（大阪府）での研修の機会を提供します。
➡ 27～29

日本研究・知的交流

掲載ページ

■ 海外個人対象

日本研究フェローシップ
海外の日本研究者に日本で研究・調査活動を行う機会を提供します。
➡ 30～31

■ 海外団体対象

日本研究プロジェクト助成
日本研究事業を実施する海外の研究機関等に実施経費を助成します。
➡ 31～32

■ 国内・海外団体対象

知的交流会議助成
日本と諸外国との共通課題や地球的課題について国際会議等を主催する、国内／海外の団体に実施経費を助成します。
➡ 32～33

日米センター（米国向け）

■ 国内個人対象

日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）
米国南部・中西部・山岳部に草の根交流を担う日本人コーディネーターを派遣します。
➡ 33～34

■ 国内・海外個人対象

安倍フェローシップ
現代の地球規模の政策課題に取り組む研究者とジャーナリストにフェローシップを提供します。
➡ 34~35

■ 国内・海外団体対象

日米交流助成
知的交流や草の根交流を行う日米の団体に実施経費を助成します。
➡ 35～36

アジア文化交流強化（ASEAN10か国向け）

■ 国内個人対象

〝日本語パートナーズ〞派遣
アジアの日本語教育を行う中等教育機関等に現地日本語教師・学習者のパートナー役を派遣します。
➡ 37

■ 国内団体対象

大学連携日本語パートナーズ派遣
国内の大学等で日本語教育を専攻する学生に、アジアの日本語教育機関でインターンとして教育実習を行う機会を提供します。
➡ 38～39

「アジア・市民交流助成」「アジア・文化創造協働助成」「アジア・フェローシップ」については実施未定のため、公募を行う場合は、2020年１月以降に別途ウェブサイトにてお知らせします。

その他

後援名義
国内外の国際文化交流の推進に寄与する事業に後援名義を付与します。
➡ 40

特定寄附金制度
国際文化交流事業に対する寄附金を税制上の優遇措置の対象にします。
➡ 40

文化芸術交流

1　海外派遣助成

申請書略号:Q-DACS
担当:文化事業部舞台芸術チーム

日本の芸術や文化の海外への紹介や文化芸術分野における国際的な貢献を目的として、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施するため、海外に渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

以下のいずれかに該当する日本国内の団体又は個人。

(1)　海外から招請を受けており、文化芸術分野において日本国内を拠点に活動している団体又は個人

(2)　上記団体・個人の海外での文化芸術事業を企画・制作する団体

対象事業

(1)　事業内容：以下のいずれかの事業。

ア　演劇、音楽、舞踊、民俗芸能等の公演

イ　日本文化やスポーツに関する講演、デモンストレーション、ワークショップ等

※日本の他の政府機関、特殊法人、独立行政法人、公益財団法人日韓文化交流基金から助成を受ける事業については、本プログラムで助成を受けることはできません。

※海外で展覧会を開催する場合は、「海外展助成」（p. 13）をご参照ください。

(2)　事業期間：

【第１回募集】2020年４月１日以降に開始（日本を出発）し、2021年３月31日までに完了（日本に帰着）する事業。

【第２回募集】2020年10月１日以降に開始（日本を出発）し、2021年３月31日までに完了（日本に帰着）する事業。

※第１回募集で不採用となった事業は、第２回募集に再度応募することはできません。

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

(1)　国際人員移動費

(2)　荷物輸送費

採用実績（参考）

第１回募集　採用50件／応募159件（令和元年度）

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2)　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

(3)　以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。

ア　複数国・都市への巡回を効率よく行う事業

イ　公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の実施回数が複数計画されている事業

ウ　主要な国際芸術祭、外交周年事業等に参加する事業（p. 4 参照）

エ　日本との文化芸術交流の機会が著しく少ない国・地域との交流を促進する事業

オ　活動（内容・成果）を外部に向けて積極的に発信する事業

(4) 以下のような事業については、相対的に低い評価が与えられます。

ア　同一年度内に既に国際交流基金の助成を受けている申請者の事業

イ　事業成果が特定のグループ・個人にのみ還元される事業

ウ　観光、研究活動等、文化芸術事業以外の活動を主体とする事業

エ　展覧会の実施を主な目的とし、展覧会に合わせて実施される事業（講演、ワークショップ等）

オ　姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業

カ　趣味的サークルや同好会による事業

キ　現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担の割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業

申請締切

【第１回募集】2019年12月２日（消印有効）

（2020年４月１日以降に開始（日本を出発）し、2021年３月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象）

【第２回募集】2020年６月１日（消印有効）

（2020年10月１日以降に開始（日本を出発）し、2021年３月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象）

結果通知

【第１回募集】2020年４月

※４月に出発する事業に関しては、助成金の支払が事業実施後となる可能性もある点、ご留意ください。

【第２回募集】2020年９月

※10月に出発する事業に関しては、助成金の支払が事業実施後となる可能性もある点、ご留意ください。

2　パフォーミング・アーツ・ジャパン（北米）

申請書略号：QH-PAJ NA
担当：文化事業部舞台芸術チーム

以下の点を目的として、日本の優れた舞台芸術を紹介する事業（巡回公演又は共同制作）のための経費の一部を助成します。

- **米国、カナダの非営利の芸術プレゼンターが、域内でのネットワークを活用しつつ、広く日本の舞台芸術を紹介する機会を促進すること**
- **大都市だけでなく、日本の舞台芸術に触れる機会の少ない地域でも事業を拡大していくこと**
- **日本の舞台芸術に関する総合的理解を深めるための教育・研修の機会を、現地の舞台芸術専門家や一般市民へ提供すること**
- **日米及び日加の舞台芸術家による共同制作を推進すること**

対象国

米国、カナダ

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

(1) 国際航空賃（エコノミークラス割引運賃）、北米内人員移動交通費、滞在費・日当

(2) 公演団の出演料等

(3) その他（リハーサル経費、荷物輸送費、保険料、劇場経費、翻訳料、資料作成費等）

採用実績（参考）

〔巡回公演（ツアー）部門〕採用６件／応募10件（令和元年度）

〔共同制作（コラボレーション）部門〕採用４件／応募９件（令和元年度）

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2)　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

(3)　以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。

ア　巡回公演（ツアー）部門・共同制作（コラボレーション）部門共通

・参加するアーティストの活動拠点が日本である事業

・国際芸術祭に関連する事業

イ　ツアー部門のみ

・過去にパフォーミング・アーツ・ジャパンのコラボレーション（共同制作）部門で助成を受けて制作された作品を上演する企画

・米国南部・中西部・山岳部やアラスカ州、カナダ等、日本の舞台芸術が紹介される機会が少ない地域に巡回する事業

申請締切

2019年10月31日（必着）

※このプログラムの詳細は、国際交流基金ニューヨーク日本文化センター、トロント日本文化センターへお問い合わせください。

3　パフォーミング・アーツ・ジャパン（欧州）

申請書略号：QH-PAJ E
担当：文化事業部舞台芸術チーム

以下の点を目的として、日本の優れた舞台芸術を紹介する事業（巡回公演又は共同制作）のための経費の一部を助成します。

・欧州の芸術プレゼンターが、域内でのネットワークを活用しつつ、広く日本の舞台芸術を紹介する機会を促進すること

・大都市だけでなく、日本の舞台芸術に触れる機会の少ない地域でも事業を拡大していくこと

・日本の舞台芸術に関する総合的理解を深めるための教育・研修の機会を、現地の舞台芸術専門家や一般市民へ提供すること

・日欧の舞台芸術家による共同制作を推進すること

対象国

下記別表参照

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

(1)　プロジェクトに参加する日本の芸術関係者の国際航空賃（エコノミークラス割引運賃）、欧州内人員移動交通費、滞在費・日当

(2)　荷物輸送費

(3)　翻訳料

採用実績（参考）

〔巡回公演（ツアー）部門〕採用６件／応募９件（令和元年度）

〔共同制作（コラボレーション）部門〕採用６件／応募14件（令和元年度）

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2)　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

(3) 以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。

ア 巡回公演（ツアー）部門・共同制作（コラボレーション）部門共通

・参加するアーティストの活動拠点が日本である事業

・フランス、英国、ドイツ、イタリア等既に日本との舞台芸術交流が十分になされている国以外の欧州諸国にネットワークを広げる効果が期待できる事業

・日本の優れた舞台芸術の紹介や、日本の舞台芸術の最新動向を反映した事業

・国際芸術祭や周年事業に関連する事業

イ 巡回公演（ツアー）部門のみ

・過去にパフォーミング･アーツ･ジャパンのコラボレーション(共同制作)部門で助成を受けて制作された作品

・欧州の２か国以上を巡回する事業

申請締切

2019年10月31日（必着）

※このプログラムの詳細は、各対象国を管轄する国際交流基金の海外事務所（下記別表参照）にお問い合わせください。

〈別表〉

拠点名	対象国
ロンドン日本文化センター（PAJ欧州事務局）	英国、アイスランド、アイルランド、エストニア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ラトビア、リトアニア
パリ日本文化会館	フランス、アンドラ、ベルギー、モナコ、ルクセンブルク
ローマ日本文化会館	イタリア、アルバニア、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、バチカン、マルタ
ケルン日本文化会館	ドイツ、オーストリア、オランダ、スイス、リヒテンシュタイン
ブダペスト日本文化センター	ハンガリー、北マケドニア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア
マドリード日本文化センター	スペイン、ポルトガル

4 海外展助成

申請書略号:Q-EAS
担当:文化事業部美術チーム

日本の美術や文化を紹介することを目的として、諸外国において展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に対し、経費の一部を助成します。また、日本の作家・作品を紹介する海外の国際展に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

海外の美術館・博物館等の団体。

※複数箇所を巡回する展覧会は、代表する機関がとりまとめて一つの申請としてください。

対象事業

2020年４月１日から2021年３月31日までの間に開始される、以下のいずれかの事業。

(1) 海外の美術館・博物館等が海外において企画・実施する日本の美術や文化に関わる展覧会

(2) 日本の作家・作品を紹介する海外の国際展（ビエンナーレ等）

(3)　日本の作家が海外に滞在するアーティスト・イン・レジデンス型事業で、滞在地の市民や美術関係者との交流や、成果発表（展覧会）のコンセプト及び計画が明確な事業

助成内容

2020年４月１日から2021年３月31日までの間に発生する以下の３項目を対象に経費の一部を助成します。

(1)　作品輸送費（ただし作品保険料は含みません）

(2)　図録作成費（デジタルカタログも含みます、ただし国際展の場合、図録作成費は、参加する作家のうち日本人作家の割合に応じた作成経費の一部が対象となります）

(3)　作家・専門家旅費（航空賃・鉄道賃・宿泊費。ただし事前調査経費や準備経費は含みません）

※作品制作費、インスタレーション経費、作家謝金等は対象となりません。

採用実績（参考）

採用38件／応募79件（令和元年度）

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2)　提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。

(3)　以下のような展覧会については、相対的に高い評価が与えられます。

ア　その国でこれまで類似の展覧会が開催されたことのない、優れたキュレーションによる展覧会

イ　周年事業等に関連する展覧会（p. 4 参照）

(4)　以下のような展覧会については、優先順位が低くなります。

ア　近い過去に国際交流基金の助成を受けている申請者の計画

イ　複数箇所を巡回する展覧会で、過去に国際交流基金の助成を受けたことのある展覧会の巡回

ウ　姉妹都市間又は学校間交流等特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする展覧会

エ　公募作品により構成される展覧会

オ　趣味的サークルや同好会による展覧会

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月

5　欧米ミュージアム基盤整備支援

申請書略号：Q-MIS
担当：文化事業部美術チーム

日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館を対象に、所蔵する日本美術コレクションの更なる有効活用を促すための各種助成を行い、支援先機関が恒常的な日本美術紹介を行うための基盤整備に協力します。

令和２年度の募集実施は現時点では未定です。募集を行う場合はウェブ上で通知します。

採用実績（参考）

採用件数：４件（平成28年度からの継続）

6　翻訳出版助成

申請書略号:Q-TPS
担当:文化事業部企画調整チーム

日本理解及び日本研究の促進を目的として、日本語で書かれた図書の外国語翻訳・出版を計画する海外の出版社に対し、翻訳経費（翻訳料）及び／又は出版経費（印刷・製本費）の一部を助成します。商業ベースに乗りにくい日本関連図書の出版を促し、またその販売価格を下げることで、より多くの読者に普及させることがねらいです。
「翻訳助成のみ」、「出版助成のみ」、「翻訳助成と出版助成両方」のいずれの申請も受け付けます。

申請資格

原則として海外の出版社（法人）。ただし、海外の図書流通業者との契約が成立している等、海外での販路が確保されている場合に限り、国内の出版社（法人）からの申請も受け付けます。

対象事業

日本に関わる主題を扱った、人文・社会科学及び芸術分野における、日本語で書かれた図書の翻訳・出版で、以下の要件を満たす事業。

(1)　2020年４月１日から2021年２月28日までの間に図書を刊行すること。ただし、「翻訳助成のみ」の申請の場合、翻訳原稿完成後２年以内の出版を保証できれば申請可能です。
(2)　翻訳出版する日本語の原典が申請時点で既に刊行されていること。
(3)　原則として、日本語原典からの直訳であること。ただし、翻訳者層の薄い国からの申請については、外国語翻訳からの重訳を認めることもあります。
(4)　原典（重訳の場合は、重訳の元となる図書も含む）の著作権者に翻訳・出版計画の了解を得ており、翻訳料について出版社と翻訳者との間で契約が既に締結されていること。
(5)　申請時点で翻訳の一部が完成していること。申請時に翻訳見本（約30ページ）を提出する必要があります。
(6)　事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
(7)　宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。

※「翻訳助成のみ」に申請する場合であれば、電子書籍についても申請可能です。
※以下の図書は本プログラムの対象とはなりません。

・定期刊行物（特集号を含む）、会議議事録、展覧会カタログ、観光案内、パンフレット、語学辞典、日本語教材等の図書
・原典が外国語で刊行された図書
・一般に流通することが期待できない図書（寄贈目的のみなど）
・翻訳者への翻訳料の支払が印税方式で行われる図書
・再版となる図書
・上記(5)の翻訳原稿見本が既に「出版済み」である場合。この場合の「出版済み」には、自費出版、雑誌掲載、WEB掲載など何らかの媒体に掲載されたものを含みます。

※過去不採用になった案件は、事業計画及び翻訳原稿の修正・変更なしに、同じ内容のまま再申請することはできません。

助成内容

2020年４月１日以降に発生し2021年２月28日までに支払が完了する以下の費目を対象に、経費の一部を助成します。

(1)　翻訳料：申請機関が翻訳者に支払う謝金
(2)　印刷・製本費：申請機関が印刷業者等に支払う用紙、製版、印刷、製本代等

※以下にご留意ください。

・2020年３月31日以前に発生した経費は助成対象になりません。

・編集費、著作権処理費、デザイン費、輸送費、校閲費等は助成対象外です。
・助成金は、翻訳原稿又は完成本の提出後に支払われます。

採用実績（参考）

採用20件／応募57件
採用案件平均助成金額57万円（令和元年度）

選考方針

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。
(2) 提出された申請書類に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
(3) 以下の図書の翻訳・出版については、相対的に高い評価が与えられます。
ア 国際交流基金「翻訳推薦著作リスト」（Worth Sharing - A Selection of Japanese Books Recommended for Translation）に掲載されている図書
「翻訳推薦著作リスト」は下記のウェブサイトで公開しています。
https://www.jpf.go.jp/j/project/culture/publication/supportlist_publish/worth_sharing/index.html
イ その国の社会に広く影響を与えると考えられる図書。専門的過ぎず、読者に広がりが期待されるもの
ウ その国において、まだ翻訳・出版されたことのない著者による図書
エ 日本関連図書が出版されることが少ない言語・地域において、日本語から直接翻訳がなされる図書

申請締切

2019年11月20日（必着）

結果通知

2020年４月下旬

7 石橋財団・国際交流基金 日本美術リサーチフェローシップ

申請書略号：Q-FW
担当：文化事業部美術チーム

諸外国における日本美術に関わる人材育成と研究促進のため、学芸員・研究者等を日本に招へいし、調査研究等の活動を行う機会を提供します。
本事業は、公益財団法人石橋財団の「寄付助成事業」により実施されるものです。

対象分野及び対象活動

日本美術に関する明確な目的と計画の下で、日本において行う調査研究等の活動を対象とします。主な対象分野は日本現代美術とします。諸外国における日本美術に関する展覧会の開催や書籍の出版等を目的とする活動を優先します。

申請資格

「対象分野及び対象活動」を行う、海外在住の専門家や実務者（キュレーター、リサーチャー、エデュケーター、コンサバター等）。以下の要件を全て満たしている必要があります。
(1) 日本と国交がある国の国籍（又は永住権）を有していること。
(2) 日本で調査研究等の活動を行うにあたり、心身共に支障のない健康状態であること。
(3) 日本語又は英語のいずれかに十分な能力を有していること。
(4) フェローシップ期間中継続して日本に滞在することが可能であること。
(5) 国際交流基金からフェローシップの支給経費の交付を受けることについて自国の法令等に違反していないこと。
(6) 他の国際交流基金公募プログラムに申請しない方。
※詳細については「石橋財団・国際交流基金日本美術リサーチフェローシップ申請要領」をご覧ください。

フェローシップ期間

21日～59日

※フェローシップ開始日（日本到着日）は2020年６月１日から2021年３月15日までの間に設定してください。

支給内容

往復航空賃（居住地－日本間の最短経路による割引エコノミークラス）、滞在費等

採用実績（参考）

採用17名／応募53名（令和元年度）

選考方針

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。

(2) 以下のような観点から審査します。

ア　調査研究等の活動の目的及び達成目標の明確性、テーマの妥当性

イ　調査研究等の活動における日本滞在の必要性

ウ　調査研究等の活動計画の具体性、申請期間の合理性、申請期間内における目的達成見込みの有無

エ　当該専門分野で相応の実績があり、日本での調査研究等の活動内容がその延長線上にあること

オ　日本美術の専門家としての今後の更なる発展性

カ　成果がフェロー本人の業績にとどまらず、展覧会の開催や書籍の出版等の方法により、社会に還元できるものであること

キ　フェローシップ終了後、早期に成果を発表する見込みの有無

ク　当該分野の将来の発展や、そのための基盤形成に寄与するものであること

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月

海外における日本語教育

1　米国若手日本語教員派遣(Japanese-Language Education Assistant Program:J-LEAP)

担当:日本語第１事業部事業第２チーム

米国における日本語学習と日本理解の基盤維持、強化を目的として、日本語講座を有する米国の初中等教育機関に若手日本語教員をティーチングアシスタントとして派遣するプログラムです。若手日本語教員は、受入機関の日本語教師とチームティーチングを行い、授業、教材・カリキュラム作成、宿題・テスト評価等の補助活動を行うほか、受入機関や地域における日本文化・社会理解促進に関する活動に協力を行います。

申請資格

申請者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1)　日本国籍を有し、日本語を母語とする者。

(2)　2020年４月１日時点で満35歳未満であること。

(3)　４年制大学卒業以上の学歴を有すること。

(4)　日本語教育の基礎的な知識・技能を有している者。具体的には以下のいずれかに該当すること。

・2020年４月１日時点で、大学又は大学院で日本語教育を主専攻又は副専攻として修了

・2020年４月１日時点で、日本語教師養成講座（420時間以上）修了

・日本語教育能力検定試験合格

(5)　普通自動車第一種運転免許を取得していること。

派遣期間

2020年７月～2022年７月（予定）（１年契約、最長２学年間の派遣）

支給内容

報酬（在勤加算あり）、往復航空券（エコノミークラス割引運賃）、海外旅行保険費、住居経費、車両購入補助費、教材購入補助費等

採用実績（参考）

採用９名（令和元年度）

申請締切

2020年１月頃

結果通知

2020年３月頃

備　　考

募集要項、応募用紙は、2019年秋以降、国際交流基金ウェブサイトに掲載予定です。

2　海外日本語教育機関支援（助成）

申請書略号：JN-FK【(2)　海外事務所非所在国用】
担当：日本語第１事業部事業第１チーム／事業第２チーム

海外の日本語教育機関・団体が実施する日本語普及・日本語教育の発展に必要な活動を対象に、実施経費の一部を助成します。

(1)　国際交流基金の海外事務所所在国

対　象　国

国際交流基金海外事務所の所在国のうち、韓国、中国、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、インド、オーストラリア、カナダ、米国、メキシコ、ブラジル、イタリア、英国、スペイン、ドイツ、フランス、ハンガリー、エジプトの各国

※カンボジア、ラオス及びロシアについては(2)をご参照ください。

申請資格、対象事業、申請締切等

国際交流基金海外事務所を通じて支援を行っています。詳細は各国の国際交流基金海外事務所にお問い合わせください。

(2)　国際交流基金の海外事務所非所在国

対　象　国

カンボジア、ラオス、ロシア及び国際交流基金海外事務所の所在しない国

申 請 資 格

海外の日本語教育機関・団体（日本語教師会、学会も含む）。ただし、当該国の法律により海外の政府関係機関より援助を受けることが規制されている機関を除きます。

対象事業、助成内容

海外の日本語教育機関・団体が実施する非営利の日本語普及活動。活動に応じて、必要な支援を複数組み合わせ申請することができます。国際交流基金が対応可能な支援内容の例は以下のとおりです。

(1)　学習者奨励活動助成：
弁論大会、発表会、ディベート大会等、学習者の動機付けや、日本語教育への周囲の関心を喚起することを目的とした催しの実施経費の一部を助成します。

(2)　給与助成：
申請機関・団体において日本語講座を実施する際の日本語講師の給与や、日本語教育機関のネットワーク強化に資する活動（教師会活動など）を行う際のスタッフの給与につき、その一部を原則３年間（36か月間）を上限として助成します。ただし、近い将来、自立の見通しのあるものに限ります。

(3)　教材購入助成：
日本語講座を行うにあたって必要な教材・副教材・日本文化紹介備品（習字セット、浴衣、折り紙等）の購入経費の一部を助成します。また、図書館などで広く公開、提供する日本語教育に資する教材等の購入経費の一部を助成します。なお、折り紙等消耗品を除き、受講者に授与するための教材等の購入は対象外です。

(4)　会議助成：
日本語教師を対象としたセミナー、ワークショップ、シンポジウム、研修会、意見交換会等の開催経費の一部を助成します。

(5)　教材制作助成：
カリキュラムやニーズに合った教材の制作・出版経費の一部を助成します。

(6)　自由企画事業：
申請機関・団体が企画する日本語教育の推進や日本語教師の養成に必要な事業の実施経費の一部を助成します。

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. ４をご覧ください。

(2)　以下のような観点から審査します。

ア　申請機関・団体が国・地域の日本語教育の中で占める位置づけ

イ　申請機関・団体が「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」（※）の認定機関であるか

ウ　期待される具体的成果

エ　他機関・団体との協力体制

オ　国・地域の日本語普及への波及効果

※「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照ください。
https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/

採用実績（参考）

採用174件／応募209件（令和元年度）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月下旬

3　海外日本語教師研修

海外の現職の日本語教師を対象に、国際交流基金日本語国際センターにて日本語、日本語教授法、日本文化等の研修を行います。対象・期間・研修内容は研修ごとに異なりますので、詳細は各研修の説明をご確認ください。

令和２年度は、基礎研修、日本語研修、教授法研修、テーマ別研修の４つの研修を行います。各研修の概要は以下のとおりです。

「基礎研修」：約６か月で、日本語運用力の向上と日本語教授能力の向上を目指す研修です。平成30年度まで「長期研修」の名称で実施していたプログラムです。

「日本語研修」：約６週間で、日本語教師に必要な日本語運用力の向上を目指す研修です。日本語教授法の授業は行いません。（令和元年度より開始）

「教授法研修」：約６週間で、日本語教授能力の向上を目指します。日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。（令和元年度より開始）

「テーマ別研修」：約５週間で、日本語教授法の特定のテーマについて理解を深めます。

※「短期研修」は平成30年度をもって終了しました。「短期研修」にご関心のあった方は、「教授法研修」又は「日本語研修」をご覧ください。

【各研修の基本的な条件】

（注）　次の表は、各研修の基本的な条件をまとめたものです。他にも研修ごとに様々な条件がありますので、必ず本ガイドライン及び申請要領で個別の研修の説明を確認してください。

研修名			(1) 基礎	(2) 日本語	(3) 教授法	(4) テーマ別
内　容			日本語	日本語		①文法指導法 ②ビジネス日本語 ③コースデザイン
			日本語教授法		日本語教授法	
			日本文化／日本事情	日本文化／日本事情	日本文化／日本事情	
対象国・地域			全世界		全世界 ※中国（香港・マカオ地域以外）の中等教育機関は対象外	全世界
対象者条件	国籍等		○日本と国交のある国の国籍（台湾も可） ×日本国籍 ×日本の義務教育修了者 ※日系特別条件では日本国籍・日本の義務教育修了者も対象			○日本と国交のある国の国籍（台湾も可） ○日本国籍
	優先年齢		35歳以下	55歳以下		
	日本語教授年数		６か月以上５年未満	６か月以上	２年以上 ※日系特別条件では１年以上も対象	３年以上
	日本語運用力の目安	日本語能力試験(以下､JLPT)	N4程度　又は 旧日本語能力試験（以下、旧JLPT）３級程度以上	N4、N5程度　又は 旧JLPT３級、４級程度 ※N3以上は対象外	N3程度　又は 旧JLPT２級程度以上	N2程度　又は 旧JLPT２級程度以上
		JF日本語教育スタンダード(以下､JFS)	A2以上	A2程度 ※B1以上は対象外	B1以上	B2以上
研修時期（予定）			2020年９/１～ 2021年２/26	2020年５/26～７/９	・夏期： 2020年７/７～８/20 ・冬期： 2021年１/13～２/26	①文法指導法： 2020年７/14～８/20 ②ビジネス日本語： 2020年11/10～12/17 ③コースデザイン： 2020年11/10～12/17

申請資格（共通）

(1)　海外で日本語教育を行う教育機関が申請者となります。

(2)　研修の参加候補者は、申請機関と雇用関係にある日本語教師で、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが決定していることが必要です。なお、申請時点で日本語教師として教育実習中の方は対象としません。

(3)　研修の参加候補者は、心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であることが必要です。

研 修 場 所

国際交流基金日本語国際センター（埼玉県さいたま市）

支給内容（共通）

(1)　宿舎、研修期間中の食事、研修期間中の疾病及び傷害に対する保険等

(2)　付録２（p. 45）表中の　　及び　　の国・地域にある申請機関に所属する方については、以下ア～ウを国際交流基金が負担します。

ア　往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り国際空港発着）

イ　出国税・空港利用税
ウ　研修補助費

留意点・備考

(1)　複数のプログラムに申請することも可能ですが、採用される場合でもいずれか１つのみとなります。
(2)　研修参加に際して、家族同伴で来日することはできません。
(3)　研修参加者には、滞日中は研修に専念し、全ての研修活動に参加することが求められます。
(4)　候補者の日本語運用力のレベルの目安については、以下を参照してください。
　①　日本語能力試験公式ウェブサイト「N1～N5：認定の目安」
　https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html
　②　JF日本語教育スタンダード公式ウェブサイト「JFスタンダード資料　２. レベル基準が知りたい」
　https://jfstandard.jp/pdf/whole_standard.pdf
　https://jfstandard.jp/pdf/１_global_scale_eng.pdf
(5)　韓国・中国（香港・マカオ地域以外）については、他に別プログラム（韓国：「大韓民国中等教育日本語教師研修」（約１か月）、中国：「中国中等教育日本語教師研修」（約２か月））もあります。詳細は、国際交流基金ソウル日本文化センター、北京日本文化センターにお問い合わせください。

【日系特別条件】

次の要件に該当する中南米地域の日本語教育機関・日本語教師については、「基礎研修」「日本語研修」「教授法研修」につき、特別条件が適用されます。

対　　象

・対象国（アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、メキシコ）で日系人を対象に日本語教育を行う教育機関。
・研修の参加候補者は、生活の基盤が対象国にある日本語教師で、日本からの海外移住者又はその子孫（おおむね日系３世まで）であること。

上記の要件に該当する場合、次の特別条件が適用されます。
(1)　国籍：対象国の国籍又は日本の国籍を有していること。
(2)　日本の義務教育（小学校・中学校９年間）修了者も対象となる。
(3)　日本語教授年数：教授法研修については、１年以上の日本語教授年数を持つこと(2019年12月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く)。
※年齢、日本語運用力、日本での研修受講歴等の要件は、各研修の項目に記載されたとおりです。

３-(1)　海外日本語教師基礎研修

申請書略号:NC-BT
担当:日本語国際センター教師研修チーム

日本語教授経験の短い若手日本語教師が、日本語運用力を向上させ、日本語教授法を学び、また日本理解を深めるための約６か月の研修です。平成30年度まで「海外日本語教師長期研修」の名称で実施していたプログラムと内容は、ほぼ同じです。

申 請 資 格

海外で日本語教育を行う教育機関。
※対象地域：全世界
研修の参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。
(【日系特別条件】の対象者は要件(1)(2)が異なります。p. 22をご覧ください)

(1)　国籍：日本と国交のある国の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。
(2)　日本の義務教育（小学校・中学校９年間）を修了していないこと。
(3)　日本語教授年数：６か月以上５年未満の日本語教授年数を持つこと（2019年12月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く）。
(4)　年齢：35歳以下を優先（2019年12月１日時点）。
(5)　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを満たしていること。
　ア　日本語能力試験N4程度以上又は旧日本語能力試験３級程度以上
　イ　JF日本語教育スタンダードでA2レベル以上
(6)　日本での研修受講歴：過去に国際交流基金や日本の大学等において、１か月以上の日本語教師研修を受講していないこと。

実施期間

2020年９月１日～2021年２月26日（予定）

研修内容

来日後のプレースメントテストの結果により、クラス分けを行い、以下の授業を行います。人数や日本語運用力の差を考慮し、場合によっては２つにコースを分けて運営することもあります。

(1)　日本語
　さまざまな言語活動を通して、日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。
(2)　日本語教授法
　日本語教授法に関する基礎的な知識を整理し、模擬授業や自分の教授活動のふり返りを通して、自分の課題に気づき、その解決方法を考えます。
(3)　日本文化／日本事情
　日本文化や日本社会の実際に触れ、日本に対する理解を深めます。（地方研修や文化体験のプログラムもあります。）また、クラスメイトとのやりとりを通してさまざまな文化に触れることで自文化を見つめなおし、他者の文化を理解し尊重できるような異文化理解能力を身につけます。

(1)(2)(3)のほか、特別授業や模擬授業のための個別指導などがあります。

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. ４をご覧ください。
(2)　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、影響力等の観点から審査します。
　「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。
　https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/

採用実績（参考）

採用43名／応募111名（令和元年度）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月中

3-(2)　海外日本語教師日本語研修

申請書略号:NC-JT
担当:日本語国際センター教師研修チーム

日本語教師に必要な日本語運用力の向上を目的とした６週間の研修です。日本語教授法の授業は行いません。

申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。
※対象地域：全世界
研修の参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。
（【日系特別条件】の対象者は要件(1)(2)が異なります。p. 22をご覧ください）

(1)　国籍：日本と国交のある国の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。
(2)　日本の義務教育（小学校・中学校９年間）を修了していないこと。
(3)　日本語教授年数：６か月以上の日本語教授年数を持つこと（2019年12月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く）。
(4)　年齢：55歳以下を優先（2019年12月１日時点）。
(5)　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを有していること。
　ア　日本語能力試験N4もしくはN5程度、又は旧日本語能力試験３級もしくは４級程度
　イ　JF日本語教育スタンダードでA2レベル程度
　※このプログラムでは、上記ア又はイを超える日本語運用力がある方は対象になりません。
(6)　日本での研修受講歴：2014年４月から2019年12月１日までに国際交流基金や日本の大学等において、１か月以上の日本語教師研修を受講していないこと。

実施期間

2020年５月26日から2020年７月９日（予定）

研修内容

(1)　日本語
　さまざまな言語活動を通して、教師として必要な日本語によるコミュニケーション能力を向上させます。また、語彙や文法など、日本語の知識を整理します。
(2)　日本文化／日本事情
　日本語の授業の中で扱うことができる日本文化や日本事情について、講義やワークショップなど様々な方法で学んだり体験したりします。クラスメイトとのやりとりを通して異文化理解能力を身につけます。また、地方研修、学校訪問、茶道デモンストレーションなどの文化体験プログラムもあります。

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. ４をご覧ください。
(2)　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、影響力等の観点から審査します。
　「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。
　https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/

採用実績（参考）

採用22名／応募86名（令和元年度）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年３月中

3-(3)　海外日本語教師教授法研修

申請書略号:NC-MT
担当:日本語国際センター教師研修チーム

日本語教授能力の向上を目的とした約６週間の研修です。夏期と冬期の２回実施します。
日本語運用力の向上を目指す「日本語」の授業は行いません。

申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。

※対象地域：全世界（中国（香港・マカオ地域以外）の中等教育機関（中学校・高等学校）は対象外です。）研修の参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

（【日系特別条件】の対象者は要件(1)(2)(3)が異なります。p. 22をご覧ください）

(1)　国籍：日本と国交のある国の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。

(2)　日本の義務教育（小学校・中学校９年間）を修了していないこと。

(3)　日本語教授年数：２年以上の日本語教授年数を持つこと（2019年12月１日時点。なお、個人教授及び教育実習の期間は除く）。

(4)　年齢：55歳以下を優先（2019年12月１日時点）

(5)　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを有していること

ア　日本語能力試験N3程度以上、又は旧日本語能力試験２級程度以上

イ　JF日本語教育スタンダードでB1レベル以上

(6)　日本での研修受講歴：2014年４月から2019年12月１日までに国際交流基金や日本の大学等において、１か月以上の日本語教師研修を受講していないこと。ただし、「海外日本語教師長期研修」において、「日本語国際センター所長賞」を受賞した方に対しては、本制限条項の適用を免除します。

実施期間

研修は次の二つの時期に行います。（希望通りの時期で採用されない場合もあります。）

(1)　夏期：2020年７月７日～2020年８月20日（予定）

(2)　冬期：2021年１月13日～2021年２月26日（予定）

研修内容

(1)　日本語教授法

教師としての専門性の向上を目指して、日本語教授法に関する知識の導入・整理・拡充を行います。さらに、参加者各自の現場を振り返り、その課題解決に向けて研修内容を活かした改善案を検討します。授業では、日本語で書かれた文献や資料を読んだり、日本語でディスカッションをしたりします。

(2)　日本文化／日本事情

日本語教育の一環としての文化紹介や異文化理解教育の内容と方法を考えるために、講義やワークショップを行います。また、将来、日本への留学や就職を希望する学習者に情報提供ができるよう、教育機関や企業等を視察したり関係者から話を聞いたりする授業もあります。

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. ４をご覧ください。

(2)　当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、影響力等の観点から審査します。

「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。
https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/

採用実績（参考）

採用63名／応募153名（令和元年度）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月中

３-(4)　海外日本語教師テーマ別研修(①「文法指導法」②「ビジネス日本語」③「コースデザイン」)

申請書略号：NC-TT
担当：日本語国際センター教師研修チーム

日本語教育の教授法に関する特定のテーマについて、それに関する理論や方法論の知識を深め、教育能力の向上を図るとともに、教育現場での課題解決に結びつけることを目的に研修を行います。令和２年度のテーマは、「文法指導法」「ビジネス日本語」「コースデザイン」の３つです。
各テーマに基づいた日本語教授法に関する集中的な講義やディスカッションを行いますので、それに必要な日本語運用力及び教授経験を持ち、日本語教育の理論への関心のある教師が対象となります。また、いずれの研修でも、事前課題があります。
なお、この「テーマ別研修」は日本国籍の方も申請が可能です。

申請資格

海外で日本語教育を行う教育機関。
※対象地域：全世界
研修の参加候補者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。
(1)　国籍：日本と国交のある国又は日本の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。
(2)　年齢：55歳以下を優先（2019年12月１日時点）
(3)　日本語運用力：申請時点で下記のいずれかを満たしていること。
　ア　日本語能力試験N2程度以上、又は旧日本語能力試験２級程度以上
　イ　JF日本語教育スタンダードでB2レベル以上
(4)　日本語教授年数：３年以上の日本語教授年数を持つこと（2019年12月１日時点。個人教授及び教育実習の期間は除く）。
(5)　日本での研修受講歴：過去に「海外日本語教師テーマ別研修」に参加し、同じ研修テーマを受講していないこと。

実施期間

①研修テーマ「文法指導法」：2020年７月14日～2020年８月20日（予定）
②研修テーマ「ビジネス日本語」：2020年11月10日～2020年12月17日（予定）
③研修テーマ「コースデザイン」：2020年11月10日～2020年12月17日（予定）

研修内容

①「文法指導法」
　文法指導のバリエーションを増やすことを目標とし、文法について、何をどのように教えるか、第二言語習得理論や教育文法の観点から考え、現場の実践の具体的な改善案に取り組みます。参加者同士のディスカッションや指導が難しい文法項目に関する知識を整理し、理解を深める時間もあります。
②「ビジネス日本語」
　海外の高等教育機関（専門学校を含む）や民間の日本語教育機関で、学習者の卒業時の日本語レベルが日本語能

力試験N3～N2相当のビジネス日本語のコースにおいて、その設計や授業を担当している、又は今後担当する予定の教師が対象です。
研修では、ビジネス日本語のニーズを踏まえた「授業の目標設定」や「授業設計（教材分析、教材作成も含む）」、「パフォーマンス評価」について、参加者同士のディスカッションを行いながら、それぞれの現場に合ったものを設計し、共有します。

③「コースデザイン」
所属する機関の日本語コースのコースデザインを改善したいと考えている教師が対象です。
研修では、目標、授業、評価の整合性にポイントを置いて、コースデザインに必要な理論と方法を学びます。研修の前半は講義とワークショップを通して理論を中心に学び、後半は２つの実習（課題遂行型のコースデザインと参加者の所属機関の日本語コースの改善案作成）に取り組みます。

選考方針（共通）

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. ４をご覧ください。
(2) 当該国・地域・機関での日本語教師研修の必要性、申請機関が「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」の認定機関であるか、候補者の日本語運用力、教授経験の他、候補者のポジション（専任／非専任）、影響力等の観点から審査します。
「JFにほんごネットワーク（さくらネットワーク）」については、以下のウェブサイトを参照してください。
https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/education/network/

採用実績（参考）

採用37名（①21世紀型スキル15名、②ビジネス日本語12名、③コースデザイン10名）／応募94名（令和元年度）

申請締切（共通）

2019年12月２日（必着）

結果通知（共通）

2020年４月中

備　　考

「テーマ別研修」では、①「文法指導法」、②「ビジネス日本語」、③「コースデザイン」の３つに申請が可能ですが、採用は１つのテーマのみとなります。
採用人数が10名に満たない場合は、実施しない場合もあります。

4　専門日本語研修（文化・学術専門家）

申請書略号:KC-G
担当:関西国際センター教育事業チーム

専門業務及び研究活動を円滑に遂行する上で日本語能力を必要とする専門家（研究者、大学院生、図書館司書、博物館・美術館学芸員等）の日本語学習を支援するため、国際交流基金関西国際センターで、各専門業務の特色に配慮したカリキュラムにより、実用的な日本語能力を身につける研修（２か月コース及び５か月コース）を実施します。

【２か月コース】

研修内容

専門業務及び研究活動を進めるにあたり、「話す」「聞く」「読む」「書く」能力を総合的にレベルアップすることを目標としたコースです。情報の収集、発信など専門活動に必要な日本語スキルの習得を目指したクラスもあります。日本語授業や交流プログラム等のほか、研修の最後には、自身の研究テーマについて紹介する発表会があります。

実施期間

2020年６月初旬～2020年８月初旬

【５か月コース】

研修内容

実際に専門活動を行いながら、そのために特に必要となる日本語の運用能力を高めるためのコースです。研修期間中に自主的に専門家へのインタビューや関連機関への訪問を企画したり、専門資料の収集と読解などを経験しながら、情報の交換・収集・発信のための日本語スキルの習得を目指します。教室内で日本語を学ぶだけでなく、専門活動に集中する期間も設定されているので、参加者は明確なテーマを持って自主的に計画を立てて活動することが求められます。研修の最後には、日本語学習および専門活動の成果として、自身の研究テーマについて報告する発表会があります。

実施期間

2020年７月中旬～2020年12月中旬

申請資格

【両コース共通の基本要件】

申請者は⑴～⑾までの要件を全て満たしている必要がありますが、コースごとに特殊条件もありますので、注意してください。

⑴　特定の専門業務又は専門の研究活動を円滑に遂行する上で日本語能力を必要としており、以下ア・イのいずれかに該当すること。

ア　研修開始時点において、日本以外の国・地域の所属機関と雇用関係にあり、帰国後も当該機関に引き続き勤務することが予定されている方で、以下㈠～㈤のいずれかを満たすこと。

㈠　大学・研究所等の高等教育機関又は研究機関において教員（講師、助手等）、研究員等の身分を有して研究活動を行っていること。

㈡　公的機関（官庁、シンクタンク等を含む）において専門的な研究業務に従事していること。

㈢　高等教育機関・研究機関、文化交流機関又は公共図書館等に在籍する専任司書であること。

㈤　博物館・美術館等の正職員（学芸員等）で、日本を含む国際交流業務に携わる方。

イ　申請時点において、日本以外の国・地域で大学院修士課程若しくは博士課程に正規生として在籍している方（学位取得資格がない聴講生・研究生等は除く）で研修開始時点においても継続して在籍することが予定されている方。日本に関係のある内容で修士論文又は博士論文を執筆する予定であり、研究のために日本語の学習を必要としていること。

⑵　本研修参加に関し、所属機関の責任者の了承が得られること。

⑶　専攻分野が、日本をその対象に含む社会科学又は人文科学であること。

⑷　日本と国交のある国の国籍を有すること。※台湾の方も申請可能です。

⑸　日本の義務教育を３年以上受けていないこと。

⑹　39歳以下を優先（2019年12月２日時点）

⑺　心身ともに研修プログラムへの参加に支障がない状態であること。

⑻　申請時点で日本語能力試験N4又は旧日本語能力試験３級程度以上の日本語運用力を有していること（日本語能力試験の各レベルの認定の目安は日本語能力試験公式ウェブサイトの「N1～N5：認定の目安」https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.htmlを参照）。

⑼　2019年12月２日より逆算して過去５年以内に、国際交流基金日本語国際センターの各研修に参加していないこと。

⑽　過去に国際交流基金関西国際センターの「司書日本語研修」、「研究者・大学院生日本語研修」、又は「専門日本語研修（文化・学術専門家）」に参加していないこと。

⑾　研修開始時点において、他の研修・留学等で日本に来る予定がないこと。

【２か月コースの特殊条件】

・⑴イにつき、卒業時に修士号を取得できる大学の大学生の場合、2019年12月２日時点で、最終学年に在籍し満22歳以上であれば、この要件に該当するものと見なします。

【５か月コースの特殊条件】

・⑴につき、日本に関連する明確な研究テーマ又は活動テーマを持ちその成果を発表する予定があることを条件とします。

・⑶につき、日本語学、日本語教育を専門とする方は除きます。

・⑽につき、過去に参加したコースが２か月コース若しくは４か月コースであり、かつ2019年12月２日時点で研修修了時より５年を経過している場合は、本研修に申請することができます。

研修場所

国際交流基金関西国際センター（大阪府泉南郡田尻町）

支給内容

⑴　宿舎、研修期間中の食事、研修期間中の疾病及び障害に対する保険

⑵　付録２（p. 45）表中の　　の国籍を有し、かつ研修開始時に居住する方については、以下ア～ウを国際交流基金が負担します（ただし、申請時に、これら地域に所在する国に居住していない場合は支給しません。また、中国・香港の英国BNO旅券及び香港SAR旅券保持者、中国・マカオのマカオSAR旅券保持者については、参加者本人の負担となります）。

ア　往復航空券（エコノミークラス割引運賃、居住地最寄り国際空港発着）

イ　出国税・空港利用税

ウ　研修補助費

※研修参加に際して、家族同伴で来日することはできません。

採用実績（参考）

採用20名／応募49名（令和元年度）

（採用内訳：２か月コース10名、６か月コース10名）

選考方針

⑴　全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

⑵　本プログラム固有の指標は以下の通りです。

日本語研修の必要性及び申請者の専門日本語能力習得の可能性、専門性の高さ、研修参加により期待できる効果・波及効果、専門家としての将来性等

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月下旬

備　　考

⑴　この研修は、研究活動や専門業務に必要な日本語能力を養成するものであり、各専門分野の教育を行うものではありません。

⑵　全ての授業に参加する必要があります。

日本研究・知的交流

1　日本研究フェローシップ

申請書略号:RJS-FW
担当:日本研究・知的交流部各チーム

海外における日本研究を振興するため、日本について研究する学者・研究者等に対し、日本で研究・調査活動を行う機会を提供します。以下の三つの種別があります。

学者・研究者(長期)

対象者：人文・社会科学分野の手法を用いて日本に関わる研究（比較研究を含む）を行う研究者等。
期　間：２か月（60日以上）～12か月

学者・研究者(短期)

対象者：人文・社会科学分野の手法を用いて日本に関わる研究（比較研究を含む）を行う研究者等で、資料収集・調査の実施等のため短期の訪日研究を必要とする方。
期　間：21日～59日

博士論文執筆者

対象者：人文・社会科学を専攻し、日本に関わる研究（比較研究を含む）を行う大学院生等で、博士号学位の取得に必要な課程を修了し（又はフェローシップ開始時までに修了予定で)、博士論文提出の資格を有し、学位審査の論文作成のために来日する必要がある方。
期　間：４か月～12か月

申請資格

(1)　以下の要件を全て満たしている必要があります。

ア　日本と国交がある国の国籍又は永住権を有する方（台湾の方も「学者・研究者（長期)」又は「博士論文執筆者」に申請可能です)。

イ　申請時点において日本での受入教員・協力者が確保されている方（ただし、「学者・研究者（短期)」はこの限りではありません)。

ウ　日本での活動に支障のない健康状態にあり、日本語又は英語での研究活動及びコミュニケーションが可能である方。

エ　フェローシップの期間を通して日本に継続滞在することが原則として可能である方。

オ　過去に本フェローシップをはじめとする国際交流基金のフェローシップを受給したことがある場合には、その受給期間終了後、2020年４月１日までの期間が満３年（ただし、直近で受給したフェローシップが「学者・研究者（短期)」の場合は満１年）を経過している方。

(2)　以下のいずれかに該当する方は申請できません。

ア　自然科学・医学・工学分野を対象とする方。

イ　学部学生・修士課程在籍者、日本の大学の学部・修士課程への在籍を目的とする方、及び同博士課程での単位取得を目的とする方。

ウ　日本語習得、産業関係の技術習得、日本語教材制作及び芸術・伝統文化（茶道・華道等）分野の技能習得を目的とする方。

エ　同時期に国際交流基金以外の他のフェローシップ、奨学金、研究助成金等を受給する方。

オ　2020年４月１日から遡って１年以上継続して日本に滞在する方。

カ　韓国にあっては、2019年12月１日現在において41歳以上の方（ただし「学者・研究者（短期)」はこの限りではありません)。

キ　他の国際交流基金公募プログラムに申請する方。

※美術分野の専門家・実務者が、日本美術に関する短期（21～59日）の調査を行おうとする場合には、「石橋財団・国際交流基金　日本美術リサーチフェローシップ」（p. 16）をご参照ください。

支給内容

往復航空賃（居住地―日本間の最短経路による割引エコノミークラス）、滞在費等

採用実績（参考）

採用116件／応募300件（令和元年度）

選考方針

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2) 選考に際しては、研究内容が当該分野や申請者のキャリアにおいて持ちうる意義、研究活動における日本滞在の必要性、目的達成の見込みなどが考慮されます。また、申請者の学歴、職歴、所属機関における地位、研究業績なども考慮されます。

(3) 国際交流基金のフェローシップを過去２度以上受けた方は、特に優先度が低くなります。

申請締切

2019年12月２日（米国の申請締切は2019年11月１日）（必着）

結果通知

2020年４月

2　日本研究プロジェクト助成

申請書略号：RJS-KP
担当：日本研究・知的交流部各チーム

海外における日本研究を振興するため、海外で実施される日本研究の様々なプロジェクトに対し、経費の一部を助成します。

申請資格

海外で日本研究に従事している非営利団体（高等教育機関、学術研究機関、学会等）。

対象事業

2020年４月１日から2021年３月31日までの間に実施する事業で、以下(1)～(4)のいずれかに該当するもの。

(1) 日本に関する共同研究若しくは会議、又は日本研究の発展に資する訪日研究・研修、若しくは出版

(2) 日本研究に関する講義実施を目的とする日本又は第三国からの客員教授の招へい

(3) 日本研究に関する図書等資料の拡充

(4) その他、日本研究及び日本への関心拡大に資する事業

※自然科学分野や芸術分野の事業、又は営利活動や特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とする事業などは本プログラムの対象となりません。詳細については「日本研究プロジェクト助成　申請要領」をご覧ください。

助成内容

旅費（国際航空賃等交通費、滞在費）

謝金（講師謝金、研究協力者謝金、通訳謝金等）

会議等開催費（資料・報告書作成費、会場・機材借料、広報費等）

その他（資料購入費等）

採用実績（参考）

採用37件／応募53件（令和元年度）

選考方針

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4 をご覧ください。

(2) 受け付けられた申請については、地域や国、実施機関のバランス等にも配慮しつつ、必要性や有効性、効率性といった観点から総合的に審査を行い、採否を決定します。

(3) 団体間の協定や姉妹校関係など、既存の提携関係に基づく事業は優先度が下がります。

申請締切

2019年12月２日（米国の申請締切は2019年11月１日）（必着）

結果通知

2020年４月

４月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

3　知的交流会議助成

申請書略号：RIE-RC
担当：日本研究・知的交流部各チーム

日本と諸外国との相互理解の促進とより緊密な関係の構築、世界の知的交流の推進を目的とした知的共同事業に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

国内及び海外の非営利団体（ただし、米国に所在する団体は除きます）。

対象地域

全世界（ただし、米国及び台湾のみを対象とする場合は除きます）。

対象事業

2020年４月１日から2021年３月31日までの間に実施する、国際会議、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等で、日本と諸外国との共通課題（地球的課題や地域の重要課題を含みます）をテーマとする対話事業（日本からの出席者による講演、発表等が見込まれるものに限ります）。

※テーマとしては、少子高齢化や環境・エネルギー、科学技術の社会への影響、文化の多様性と多文化共生、民主化とガバナンス、外交・国際関係における文化の役割等を挙げることができます（あくまで例示で、他のテーマを排除するものではありません）。

※自然科学分野や芸術分野の事業、又は営利活動や特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とする事業などは本プログラムの対象となりません。詳細については「知的交流会議助成　申請要領」をご覧ください。

※芸術家、日本文化諸分野の専門家の方が海外に渡航し、舞台公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等を実施する文化芸術事業については、「海外派遣助成」（p. 10～11）をご参照ください。

※米国を対象とした政策指向型の知的対話や共同研究事業については、「日米交流助成」（p. 35～36）をご参照ください。

助成内容

(1)　旅費（国際航空賃等交通費、滞在費）
(2)　謝金（発表・講師謝金、通訳謝金等）
(3)　会議等開催費（資料・報告書作成費、会場・機材借料、広報費等）
(4)　その他（資料購入費等）

採用実績（参考）

採用20件／応募69件（令和元年度）

選考方針

(1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。

(2) 本プログラムでは、申請事業のテーマ、目的、参加国、参加メンバー等に応じ、各地域、国、実施機関のバランス等も考慮しつつ、総合的な観点から選考を行います。また、以下の観点も考慮します。

ア 広く社会の関心に応え、成果が社会に対して還元されうる事業か。

イ テーマ、目的に適した参加国が選ばれているか。(二国間、多国間のいずれの場合も)

ウ 若い人材の参加や、新しい人脈の形成・拡大効果等も配慮されている企画内容か。

エ 日本の経験、知見、人材の活用等、日本の知的な国際貢献を高めることにつながる事業か。

(3) 以下のような事業は優先度が下がります。

ア 事業に必要な経費の全額を国際交流基金に申請する事業。

イ 団体間の協定や姉妹校関係など既存の提携関係に基づく事業。

ウ 学会（年次総会）のように、特定の分野における交流を主目的として、定期的に実施される事業。

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月

４月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご留意ください。

4 日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）

担当:日米センター

日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部・山岳部地域に、草の根交流に取り組むコーディネーターを派遣し、学校や図書館、コミュニティ・センター等を訪れ、日本人の生活ぶりや伝統芸能、日本語等、日本の幅広い文化を紹介する活動を行います。

活動内容(例)

・小・中・高校や大学における日本の文化・社会に関するプレゼンテーションや講義の実施

・日本の慣習や行事にちなんだ「日本祭り」等の実施・アレンジ

・日本の伝統や現代に関する対話プログラムの実施・アレンジ

・現地と日本の交流関係づくり

申請資格

次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1) 日本国籍を有すること

(2) 四年制大学卒業以上の学歴を有すること

(3) 普通自動車第一種運転免許を取得していること

(4) 英語による業務の遂行が十分可能であること

(5) 基本的なパソコンスキル（ワード・エクセル等）を有すること

(6) 心身ともに健康で、２年間業務を遂行することが十分可能であること

(7) 海外における国際文化交流事業に関心を有すること

(8) 国内で開催される選考試験、研修会に参加可能であること

派遣期間

2020年８月～2022年７月（予定）

支給内容

往復航空券、現地での住居補助費や生活補助費（月額1,280ドル）等

採用実績（参考）

採用５名（令和元年度）

申請締切

2020年１月６日

結果通知

2020年３月末

備　　考

JOIプログラムは、日米センター及び米国の非営利団体であるローラシアン協会が共同で実施するプログラムであり、応募受付けを含む問合せ窓口は同協会が担当しています。

プログラムの内容その他の詳細については、下記にお問い合わせください。

ローラシアン協会（東京事務所）

TEL：03-3712-6176　FAX：03-3712-8975

E-mail：joi@laurasian.org

URL：https://www.laurasian.org/joi-coordinators

5　安倍フェローシップ

担当：日米センター

現代の地球規模の政策課題で、緊要の取り組みが必要とされる問題に取り組む日米の研究者とジャーナリストにフェローシップを提供します。

申請資格

申請者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

【研究者等】

(1)　日本国籍若しくは米国市民権の保有者、又はその他の国籍保有者で日本若しくは米国に長期にわたる研究拠点を有する方

(2)　博士号若しくは当該分野での最高学位、又は専門分野での同等の経験を有する方

【ジャーナリスト】

(1)　日本国籍若しくは米国市民権の保有者、又はその他の国籍保有者で日本若しくは米国の永住権保有者

(2)　新聞、雑誌、通信社、又はオンライン報道機関等でプロフェッショナルのジャーナリストとして５年以上の経験を有する方（フリーランスのジャーナリストの応募も可能）

期　　間

【研究者等】

３か月～12か月。2020年４月１日～12月31日の間に開始すること。フェローシップ期間は分割取得してもよいが、開始日から２年以内に完了すること。

【ジャーナリスト】

６週間。2020年４月１日～12月31日の間に開始すること。

支給内容

【研究者等】

研究費、渡航費、滞在費、給与補償

【ジャーナリスト】

研究費、渡航費、滞在費

採用実績（参考）

【研究者等】　採用10名（令和元年度）

【ジャーナリスト】　採用４名（令和元年度）

選考方針

研究プロジェクトの中に以下の点が明示されていることが重要な基準となります。

(1)　政策関連性や政策指向性があること

(2)　現代的な課題を扱っていること

(3)　比較研究あるいは国境を越える視点があること

申請締切

【研究者等】　2019年９月１日

【ジャーナリスト】　2019年９月15日

結果通知

2020年３月末

備　　考

安倍フェローシップは、日米センター及び米国の非営利団体である米国社会科学研究評議会（SSRC）が共同で実施するプログラムであり、応募受付けを含む問合せ窓口は同評議会が担当しています。

プログラムの内容その他の詳細については、下記にお問い合わせください。

米国社会科学研究評議会（SSRC）東京事務所

TEL：03–5369–6085　FAX：03–5369–6142

E-mail：abetokyo@ssrc.org

URL：https://www.ssrc.org/programs/view/abe-fellowship-program/

http：//www.abefellowship.info/

6　日米交流助成

担当：日米センター

現代社会の課題や地球規模の課題解決に向けて、日米の非営利団体が共同で実施する政策研究・対話プロジェクトや、日米交流や日本理解の促進を目的に米国の非営利団体が実施するネットワーク形成・基盤強化・プログラム開発等の事業を支援します。

【カテゴリーＡ　知的交流分野：政策指向型事業】

申請資格

日米の非営利団体（大学、シンクタンク、NPO等）

対象事業

国境を越える脅威への対応や国際的・地域的経済問題、社会の多様化・複雑化をめぐる諸問題等、社会科学分野における現代のグローバルな課題解決に向けた日米共同の政策研究や対話プロジェクト

【カテゴリーB　地域・草の根交流分野：対日理解促進／ネットワーク形成型事業】

申請資格

米国の非営利団体（大学、教育機関、日米協会等）

対象事業

対日理解や交流を担う多様な団体・個人のネットワーク形成プロジェクトや、基盤整備及びプログラム開発、現代日本の課題への理解促進に取り組むプロジェクト

助成内容

以下の経費の一部を助成します。

(1)　国際交通費（エコノミークラス割引運賃）
(2)　国内交通費
(3)　宿泊費・食費
(4)　謝金・人件費
(5)　会議開催経費
(6)　成果物作成経費
(7)　間接経費（直接経費に対する助成額の10％を上限）

採用実績（参考）

採用10件／応募19件（令和元年度）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月

アジア文化交流強化

1－(1)　〝日本語パートナーズ〟派遣

担当:アジアセンター日本語事業第２チーム

ASEAN諸国を中心とするアジアの日本語教育を行う中等教育機関等に、現地日本語教師・学習者を支援する人材〝日本語パートナーズ〟を派遣し、現地日本語教師の教育活動を支援するとともに、教室内外の学習者の支援や文化交流を通して、日本語と日本文化の魅力を伝えることを目的としています。
また、〝日本語パートナーズ〟自身にも、現地での活動と人々との交流を通して、派遣先国・地域の文化や言語に対する理解を深め、将来的にアジアと日本の架け橋となることを期待しています。

申請資格

申請者は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1)　事業の趣旨を理解し、日本とアジアの架け橋となる志を持っていること
(2)　現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶり等）に対応できること
(3)　満20歳以上満69歳以下で、日本国籍を有し、日本語を母語とすること
(4)　日常英会話ができること
(5)　国際交流基金が別途指定する派遣前研修の全日程（約１か月）に参加できること
(6)　SNS、ウェブサイト等を活用して本プログラムの広報や活動についての情報発信に協力できること
(7)　基本的なパソコン操作ができること（Ｅメールの送受信、簡単な文書や資料の作成など）

※上記の申請資格は、派遣地域等により変更される場合があります。

派遣地域

インドネシア、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、ラオス
※カンボジア、シンガポール、ブルネイ、マレーシアについては実施未定のため、派遣を行う場合は、2020年１月以降、別途〝日本語パートナーズ〟のウェブサイトにてお知らせいたします。

派遣期間

約３か月間～約７か月間

支給内容

往復航空券（エコノミークラス割引運賃）、旅費、滞在費等
※住居は国際交流基金が提供します。

備　　考

(1)　募集要項、応募用紙は、募集の詳細が決まり次第、国際交流基金アジアセンター〝日本語パートナーズ〟のウェブサイト（https://jfac.jp/partners/）に掲載します。
(2)　派遣地域や派遣期間は予定です。変更となる場合がありますので、ご注意ください。

1－(2)　大学連携日本語パートナーズ派遣

申請書略号：AC-IP
担当：アジアセンター日本語事業第２チーム

日本とアジアとの文化交流の促進・強化を目指し、日本国内の大学等で日本語教育を専攻する学生を、ASEAN諸国を中心とするアジアにおける高等教育機関等にインターン（大学連携日本語パートナーズ）として派遣し、現地日本語教師・学習者を支援するとともに、現地の人々との相互理解を促進し、深めることを目的としたプログラムです。

申請資格

日本語教師養成課程を有する日本国内の大学・大学院・短期大学（以下「連携大学等」）

派遣期間

９か月未満（原則として2020年12月末までに帰国）

実施方法

国際交流基金と連携大学等の間で、インターンの派遣先、時期、期間、人数等実施の詳細を協議し、合意書を締結します。

派遣先及び支援内容

派遣先	ASEAN10か国、中国、台湾
被派遣者	日本語を母語とする学生
支援内容	・往復航空賃（エコノミークラス割引運賃、空港諸費用含む） ・住居費 ・海外旅行傷害保険料 ※上記項目は、国際交流基金の定める上限額の範囲内で支給します。 ※より多くの学生に対して支援を行うため、日本語教育実習期間に応じて、申請者側（大学及び参加学生等）に一定程度の負担を求めます。 ※原則として食事代は負担しません。 ※当該派遣に国や、国の他の関連機関からの奨学金、助成金の併用は認められません。 ※国際交流基金の共催分担金の使途と、他の団体からの助成金や寄附金の使途が、同一の経費に重複することは認められません。

選考方針

(1)　全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。

(2)　以下のような観点から審査します。

ア　連携大学等における日本語教師養成課程の位置づけ及び内容（特に、単位が付与される日本語教育実習を優先して採用）

イ　連携大学等における参加学生への指導体制

ウ　期待される具体的成果

エ　受入先機関との協力体制

オ　申請者側（大学及び参加学生等）による一定程度の負担をはじめとする、適切な予算計画

カ　実習に必要な日程の確保をはじめとする、適切な事業実施計画

キ　日本語学習者と参加学生との交流機会の増大

ク　可能な範囲における日本文化紹介事業の有無

ケ　事業実施地の安全状況

採用実績（参考）

採用43大学327名／応募43大学330名（令和元年度大学連携日本語パートナーズ派遣）

申請締切

2019年12月２日（必着）

結果通知

2020年４月初旬

その他

1　後援名義

申請書略号:IC-NS
担当:関係部署（一般窓口：コミュニケーションセンター）

国際文化交流の推進に寄与し、国際交流基金の事業内容と活動趣旨に沿う事業（公演、展覧会、映画会、講演会、会議、セミナー等）に対し、後援名義の使用を認め、支援します。申請書は、事業開始日の４週間前まで、事業内容にもっとも関連の深い部署で受け付けます。関係部署が不明な場合や、その他一般的な内容のご質問等については、コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

2　特定寄附金制度

担当:経理部財務課

日本国内の企業や個人から、特定の国際文化交流事業に対する寄附金を受け入れ、その寄附金を原資として当該事業への助成金を交付する制度です。国際交流基金は特定公益増進法人に該当しますので、国際交流基金に対して寄附を行う企業や個人は寄附金に対する税制上の優遇措置を受けることができます。

注　意　点

(1)　対象となる寄附や事業、申込者、寄附者及び事業実施団体には、それぞれ一定の要件があります。
※平成28年度より、特定寄附申込金額の下限を設定するとともに、寄附受入の確実性等について申込み時に確認させていただいておりますので、ご留意ください。
各要件その他、制度の詳細については、下記のウェブサイトでご確認ください。資料の郵送をご希望の方は、財務課にご請求ください。
https://www.jpf.go.jp/j/about/support/donation/program/index.html
（国際交流基金トップページ＞寄付について＞制度の詳細・お申込はこちら（特定寄附金制度のご利用をお考えの皆様へ））

(2)　ウェブサイトで要件等をご覧いただき、本制度への申込みを検討される方は、申込書（案）提出前に財務課に直接問い合わせ、申込資格や要件等について確認、相談してください。

(3)　申込みのありました寄附金の受入の可否につきましては、外部委員による審査委員会の諮問を経て決定します。

(4)　国際交流基金が、個別事業への寄附の募集、寄附者の紹介・斡旋、勧誘等の活動を行うことはありません。

提 出 締 切

【第１回審査】	【第２回審査】
・申込書（案）：2020年４月１日 ・申込書（正本）：2020年５月１日	・申込書（案）：2020年９月１日 ・申込書（正本）：2020年10月１日

結 果 通 知

【第１回審査】2020年６月末～７月上旬
【第２回審査】2020年11月末～12月上旬
※平成28年度より審査回数を年３回から２回に変更して実施しておりますのでご留意ください。
※令和３年度以降については、別途お問い合わせください。
※特定寄附金制度においては、申込書（正本）提出の１か月前までに申込書（案）の提出が必要となります。

国際交流基金　連絡先

◇国内事務所一覧

（2019年８月現在）

国際交流基金　本部

〒160-0004　東京都新宿区四谷4-4-1
https://www.jpf.go.jp/j/　Tel：03-5369-6075　Fax：03-5369-6044(コミュニケーションセンター)

日本語国際センター

〒330-0074　埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-36
https://www.jpf.go.jp/j/urawa/　Tel：048-834-1180　Fax：048-834-1170

関西国際センター

〒598-0093　大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14
https://kansai.jpf.go.jp/　Tel：072-490-2600　Fax：072-490-2800

京都支部

〒606-8436　京都府京都市左京区粟田口鳥居町2番地の1　京都市国際交流会館3階
Tel：075-762-1136　Fax：075-762-1137

公募プログラムお問合せ窓口

※日本国内からの個別プログラムの内容や手続きに関する質問は各お問合せ窓口にお問い合わせください。
※海外からの質問は国際交流基金海外事務所（事務所が所在しない国は日本の大使館・総領事館等の在外公館）にお問い合わせください。

文化芸術交流

文化事業部　企画調整チーム（窓口） 舞台芸術チーム/美術チーム	Fax：03-5369-6038 Tel：03-5369-6060	E-mail：arts@jpf.go.jp

海外における日本語教育

日本語第１事業部 事業第１チーム/事業第２チーム	Fax：03-5369-6040 Tel：03-5369-6067/6068	E-mail：nihongo_info@jpf.go.jp
日本語国際センター　教師研修チーム	Fax：048-834-1170 Tel：048-834-1181～2	E-mail：urawakenshu@jpf.go.jp
関西国際センター　教育事業チーム	Fax：072-490-2801 Tel：072-490-2601～2	E-mail：jpf-kansai@jpf.go.jp

日本研究・知的交流

日本研究・知的交流部 企画調整・米州チーム（窓口）	Fax：03-5369-6041 Tel：03-5369-6069	E-mail：r_info@jpf.go.jp
日米センター	Fax：03-5369-6042 Tel：03-5369-6072	E-mail：cgpinfo@jpf.go.jp

アジア文化交流強化

アジアセンター	Fax：03-5369-6036	E-mail：acinfo@jpf.go.jp
日本語事業第２チーム	Tel：03-5369-6136	E-mail：nihongopartners@jpf.go.jp

その他

コミュニケーションセンター	Fax：03-5369-6044 Tel：03-5369-6075	E-mail：jf-toiawase@jpf.go.jp
経理部　財務課	Fax：03-5369-6034 Tel：03-5369-6054	E-mail：kifu@jpf.go.jp

海外事務所一覧

韓　国

ソウル日本文化センター

The Japan Foundation, Seoul
Office Bldg. 2F & 4F, Twin City Namsan, 366 Hangang-daero,
Yongsan-gu, Seoul 04323 Korea
http://www.jpf.or.kr/
Enquiry form:
http://www.jpf.or.kr/index/s6/s6_5.php

(TEL) 82-2-397-2820
(FAX) 82-2-397-2830

中　国

北京日本文化センター

The Japan Foundation, Beijing
#301, 3F SK Tower, No. 6 Jia Jianguomenwai Avenue,
Chaoyang District, Beijing, 100022, China
https://www.jpfbj.cn/
E-mail: jpfbj@jpfbj.cn

(TEL) 86-10-8567-9511
(FAX) 86-10-8567-9075

インドネシア

ジャカルタ日本文化センター

The Japan Foundation, Jakarta
SummitmasⅡ 1-2F, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62
Jakarta 12190, Indonesia
http://www.jpf.or.id/
E-mail: pkj@jpf.or.id
※2019年６月にこちらの住所に移転しました。旧住所とお間違いのないよう、ご注意ください。

(TEL) 62-21-520-1266
(FAX) 62-21-525-1750

タ　イ

バンコク日本文化センター

The Japan Foundation, Bangkok
Serm-Mit Tower, 10F, 159 Asoke-Montri Road, Bangkok 10110, Thailand
https://www.jfbkk.or.th/
E-mail: info@jfbkk.or.th

(TEL) 66-2-260-8560
～8564
(FAX) 66-2-260-8565

フィリピン

マニラ日本文化センター

The Japan Foundation, Manila
23F, Pacific Star Building, Sen. Gil Puyat Avenue,
corner Makati Avenue, Makati City, Metro Manila, 1226, Philippines
https://www.jfmo.org.ph/
E-mail: email@jfmo.org.ph

(TEL) 63-2-811-6155
～6158
(FAX) 63-2-811-6153

ベトナム

ベトナム日本文化交流センター

The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Vietnam
No. 27 Quang Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Vietnam
https://www.jpf.org.vn/
E-mail: jpfhanoi@jpf.org.vn

(TEL) 84-24-3944-7419
/7420
(FAX) 84-24-3944-7418

マレーシア

クアラルンプール日本文化センター

The Japan Foundation, Kuala Lumpur
18th Floor, Northpoint Block B, Mid-Valley City, No. 1,
Medan Syed Putra, 59200, Kuala Lumpur, Malaysia
https://www.jfkl.org.my/
E-mail: info@jfkl.org.my

(TEL) 60-3-2284-6228
(FAX) 60-3-2287-5859

ミャンマー

ヤンゴン日本文化センター

The Japan Foundation, Yangon
No. 70 Nat Mauk Lane (1), Bahan Township, Yangon, Myanmar
E-mail: info@jpf-mm/org
※2019年２月にこちらの住所に移転しました。旧住所とお間違いのないよう、ご注意ください。

(TEL) 95-(1)-430920
/430921
(FAX) 95-(1)-430922

カンボジア

アジアセンタープノンペン連絡事務所

The Japan Foundation Asia Center, Phnom Penh Liaison Office
#22, Ground Floor of HoTelCambodiana, 313 Sisowath Quay,
Phnom Penh, Kingdom of Cambodia
https://jfphn.org/
E-mail: info@jfphn.org

(TEL) 855-23-21-4581
(FAX) 855-23-21-4582

ラオス

アジアセンタービエンチャン連絡事務所
The Japan Foundation Asia Center, Vientiane Liaison Office
ANZ BANK Building 3 rd Floor, 33 Lane Xang Avenue,
Ban Hatsady, Chantabouly District, Vientiane, Lao PDR
https://jfacvt.la/
E-mail: info@jfacvt.la
(TEL) 856-21-240-280
(FAX) 856-21-240-281

インド

ニューデリー日本文化センター
The Japan Foundation, New Delhi
5-A, Ring Road, Lajpat Nagar-IV, New Delhi, 110024, India
https://www.jfindia.org.in/
E-mail: query@jfindia.org.in
(TEL) 91-11-2644-2968/2969/2971/2972
(FAX) 91-11-4172-9128

オーストラリア

シドニー日本文化センター
The Japan Foundation, Sydney
Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale, NSW 2008, Australia
https://www.jpf.org.au/
E-mail: reception@jpf.org.au
(TEL) 61-2-8239-0055

カナダ

トロント日本文化センター
The Japan Foundation, Toronto
2 Bloor Street East, Suite 300, PO Box 130, Toronto, Ontario,
Canada M4W 1A8
https://www.jftor.org/
E-mail: info@jftor.org
(TEL) 1-416-966-1600
(FAX) 1-416-966-9773

米　国

ニューヨーク日本文化センター
The Japan Foundation, New York
1700 Broadway, 15th Floor, New York, New York 10019, U.S.A.
https://www.jfny.org/
E-mail: info@jfny.org
(TEL) 1-212-489-0299
(FAX) 1-212-489-0409

ニューヨーク日米センター
The Japan Foundation Center for Global Partnership NY
1700 Broadway, 15th Floor, New York, New York 10019, U.S.A.
http://www.cgp.org/
(TEL) 1-212-489-1255
(FAX) 1-212-489-1344

ロサンゼルス日本文化センター
The Japan Foundation, Los Angeles
5700 Wilshire Boulevard, Suite 100, Los Angeles, CA 90036, U.S.A.
https://www.jflalc.org/
E-mail: jflainfo@jflalc.org
(TEL) 1-323-761-7510
(FAX) 1-323-761-7517

メキシコ

メキシコ日本文化センター
The Japan Foundation, Mexico
Av. Ejército Nacional #418 Int. 207, Col. Polanco V sección,
C.P. 11560, CDMX, México
https://www.fjmex.org/
E-mail: fundacionjapon@fjmex.org
(TEL) 52-55-5254-8506
(FAX) 52-55-5254-8521

ブラジル

サンパウロ日本文化センター
The Japan Foundation, São Paulo
Avenida Paulista, 52 - 3° andar Bela Vista,
CEP 01310-900, São Paulo - SP, Brasil
https://www.fjsp.org.br/
E-mail: jpn@fjsp.org.br
(TEL) 55-11-3141-0843/0110
(FAX) 55-11-3266-3562

イタリア

ローマ日本文化会館
Istituto Giapponese di Cultura
(The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation))
Via Antonio Gramsci 74, 00197 Roma, Italy
http://www.jfroma.it/
E-mail: info@jfroma.it
(TEL) 39-06-322-4754/4794
(FAX) 39-06-322-2165

英　国

ロンドン日本文化センター

The Japan Foundation, London
101–111 Kensington High Street, London, W8 5SA, U.K.
https://www.jpf.org.uk/
E-mail: info@jpf.org.uk
※2018年10月にこちらの住所に移転しました。旧住所とお間違いのないよう、ご注意ください。

（TEL）44–20–7492–6570
（FAX）未定

スペイン

マドリード日本文化センター

Fundación Japón, Madrid
(The Japan Foundation, Madrid)
Palacio de Cañete - 2ª Planta C/ Mayor, 69 28013 Madrid
https://www.fundacionjapon.es/
E-mail: info@fundacionjapon.es

（TEL）34–91–310–1538
（FAX）34–91–308–7314

ドイツ

ケルン日本文化会館

Japanisches Kulturinstitut Köln
(The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation))
Universitätsstraße 98, 50674 Köln, Germany
https://www.jki.de/
E-mail: jfco@jki.de

（TEL）49–221–9405580
（FAX）49–221–9405589

フランス

パリ日本文化会館

Maison de la culture du Japon à Paris
(The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation))
101 bis, quai Branly, 75740 Paris, Cedex 15, France
https://www.mcjp.fr/
E-mail: contact@mcjp.asso.fr

（TEL）33–1–4437–9500
（FAX）33–1–4437–9515

ハンガリー

ブダペスト日本文化センター

The Japan Foundation, Budapest
1062 Budapest, Aradi utca 8–10, Oktogon Ház 2F, Hungary
https://www.japanalapitvany.hu/jp/
E-mail: info@japanalapitvany.hu

（TEL）36–1–214–0775
/0776
（FAX）36–1–214–0778

ロシア

全ロシア国立外国文献図書館「国際交流基金」文化事業部（モスクワ日本文化センター）

The Japanese Culture Department
"Japan Foundation" of the All-Russia State Library for Foreign Literature
4th Floor, Nikoloyamskaya Street, 1, Moscow, Russian Federation, 109189
https://www.jpfmw.ru/
E-mail: info@jpfmw.org

（TEL）7–495–626–5583
/5585
（FAX）7–495–626–5568

エジプト

カイロ日本文化センター

The Japan Foundation, Cairo
5th Floor, Cairo Center Building, 106 Kasr Al-Aini Street, Garden City, Cairo, Arab Republic of Egypt
E-mail: info@jfcairo.org

（TEL）20–2–2794–9431
/9719
（FAX）20–2–2794–9085

公益財団法人日本台湾交流協会（台湾事業連携先）

東京本部

〒106–0032
東京都港区六本木3–16–33　青葉六本木ビル7階
https://www.koryu.or.jp/
お問い合わせ：https://www.koryu.or.jp/contact/

（TEL）03–5573–2600
（FAX）03–5573–2601

台北事務所

Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei 10547
https://www.koryu.or.jp/about/taipei/
E-mail: info-k1@tp.koryu.or.jp

（TEL）886–2–2713–8000
（FAX）886–2–2713–8787

付録２　令和２年度事業対象国・地域分類一覧（2019年８月現在）

大分類	小分類	国・地域（通称、五十音順）
アジア地域	東アジア地域	韓国、台湾、中国、日本、香港、マカオ、モンゴル
	東南アジア地域	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス
	南アジア地域	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ
大洋州地域	大洋州地域	オーストラリア、キリバス、クック、サモア、ソロモン、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア
米州地域	北米地域	カナダ、米国
	中米地域	アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ
	南米地域	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、スリナム、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア
欧州地域	西欧地域	アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク
	東欧地域	アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア
中東地域	中東地域	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、ヨルダン、レバノン
	北アフリカ地域	アルジェリア、エジプト、スーダン、チュニジア、モロッコ、リビア
アフリカ地域	アフリカ地域	アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト

「専門日本語研修（文化・学術専門家）」（p. 27～29）において、国際交流基金が、往復航空券、出国税・空港利用税、研修補助費を負担する国・地域：

「海外日本語教師研修（基礎／日本語／教授法／テーマ別）」（p. 20～27）において、国際交流基金が、往復航空券、出国税・空港利用税、研修補助費を負担する国・地域：　及び

MEMO

MEMO

令和２（2020）年度
国際交流基金　公募プログラムガイドライン

発　行　2019年８月
編　集　独立行政法人　国際交流基金　企画部　事業戦略課
発行所　独立行政法人　国際交流基金
〒160-0004　東京都新宿区四谷4-4-1
印　刷　勝美印刷株式会社

© 2019 by the Japan Foundation Printed in Japan

JAPANFOUNDATION 国際交流基金